

# 令和7年（2025年）1月1日より 労働安全衛生関係の一部の 電子申請が原則義務化※されます。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です

## 電子申請義務化の対象となるもの

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisa\\_kunitsuie/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisa_kunitsuie/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html)

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上で手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



## ◎ 労働者死傷病報告は 報告事項も改正されます

The form is titled '労働者死傷病報告' (Worker Death, Injury, and Disease Report). It contains various fields for reporting details. Numbered callouts indicate: 1. Industry type (事業の種類), 2. Victim's occupation (被災者の職種), 3. Injury name and location (傷病名及び傷病部位), 4. Disaster occurrence status and cause (災害発生状況及び原因), and 5. Nationality, region, and residence status (国籍・地域及び在留資格).

### ① 事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。  
 (例) 製造業 > 食料品製造業 > 水産食料品製造業 > 水産缶詰・瓶詰製造業

### ② 被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。  
 例) 生産工程従事者 > 製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く) > 食料品製造従事者

### ③ 傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。  
 (例) 傷病名：負傷 > 切断  
 傷病部位：頭部 > 鼻

### ④ 災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

### ⑤ 国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

### ※ 電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて

従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。



ひとくらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署